

## 佐世保工業高等専門学校科目等履修生規則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校科目等履修生規則(平成13年3月6日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第42条の2第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 学科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 専攻科の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等専門学校を卒業した者

二 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(入学の出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、入学の日の14日前までに校長に願出しなければならない。

一 科目等履修生入学願書(別記様式第1号)

二 履歴書

三 第2条の資格を証明する書類(最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書)

四 健康診断書

五 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書(別記様式第2号)又は依頼書

(入学者の選考)

第5条 校長は、前条による出願手続をした者について、提出された書類によるほか、面接等により選考を行う。

(入学の許可)

第6条 校長は、前条の選考に合格した者で、所定の期日までに入学料を納付した者について入学を許可する。

(入学の手続)

第7条 入学許可の通知を受けた者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 入学誓約書(別記様式第3号)

二 その他本校が指定するもの

(履修期間等)

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生が継続して履修を希望するときは、履修の目的及び履修する授業科目等を考慮して校長が適当と認めた場合は、1年以内に限り履修期間の延長を許可することができる。

2 前項の規定により履修期間の延長を希望するときは、科目等履修生期間延長願(別記様式第4号)により校長に願い出なければならない。この場合において、現に職を有している者は、第4条第5号に規定する書類を添付するものとする。

3 第1項の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(指導教員)

第9条 校長は、科目等履修生に対して履修する授業科目の履修に関し必要な指導助言を与えるため、指導教員を定めるものとする。

(単位の修得)

第10条 科目等履修生が履修する授業科目の単位の修得については、佐世保工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定等に関する規則又は佐世保工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程を準用する。

(証明書の交付)

第11条 前条において単位の修得が認められた授業科目については、科目等履修生の願い出により単位修得証明書を交付することができる。

(退学)

第12条 科目等履修生が疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、指導教員を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、科目等履修生として適しないと認められた者に対しては、退学を命じることがある。

(検定料、入学料及び授業料)

第13条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校における授業料その他の費用に関する規則第13条の規定に定める額とする。

2 授業料は、所定の期日までに履修する授業科目に応じる全額を納付しなければならない。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(除籍)

第14条 校長は、科目等履修生が授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないときは、これを除籍する。

(学則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は学則及び学内諸規則等を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。